

甲＝発注者 乙＝保守業者 丙＝リース会社 の場合
--------------------------------

## 契 約 書

契約名称 山形県立点字図書館点字ラインプリンターの賃貸借及び納入・保守契約

対象物件 別添仕様書のとおり

賃貸借及び保守期間 物件引渡しに係る借受書交付のときから36月間とする

賃貸借及び納入・保守料金

月額		円（うち消費税及び地方消費税	円）
総額	月額	円×36月	
	=	円（うち消費税及び地方消費税	円）

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書の賃貸借及び納入・保守について、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会会長 松田英雄（以下「甲」という。）と〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇 〇〇（以下「乙」という。）と〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇 〇〇（以下「丙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により賃貸借及び納入・保守契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、丙をして丙所有の別添仕様書記載の点字ラインプリンター一式（以下「機器類」という。）を頭書の賃貸借及び納入・保守料金（以下「賃借料」という。）をもって、頭書の期間（以下「契約期間」という。）甲に貸与するものとする。乙は、機器類が正常に動作し、甲が機器類を完全に使用できるよう、調整、修理または部品の交換等所要の保守を行うものとする。

（設置場所）

第2条 機器類は、次の場所に設置するものとする。

山形市十日町一丁目6-6 山形県立点字図書館

（納入等経費の負担）

第3条 機器類の納入時の荷造り、運送及び据付工事等の納入及び設定に要する一切の費用は、乙の負担とする。

2 賃貸借期間中の固定資産税については、丙の負担とする。

（機器類の納入）

第4条 乙は、機器類の納入に際して適切な調整作業を行い、納入した機器類が正常に動作することを保証すること。

2 甲は、機器類の引き渡しを受けた後、速やかに検査を行い、契約不適合のないことを確認のうえ、機器類の借受書を乙及び丙に交付する。

3 丙は、機器類に受注者の所有物件であることを示す標識を付すること。

（機器類の保守）

第5条 乙は、機器類の引き渡し後、1年以内において購入物品の設計・材料・製造・設置方法に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用も乙が負担するものとする。ただし、メーカーが別に定めた保証期間が1年を超える場合にはそれを適用する。

2 前項の期間においても、甲の故意又は重大な過失により生じた物件の修理又は交換については、第13条第3項の動産総合保険で補填される部分を除き、甲の負担とする。

3 第1項の期間以降の不具合に係る対応への費用負担については、別に協議するものとする。

4 乙は、速やかなアフターサービス及びメンテナンスが行える体制を整えるものとし、甲からの連

絡、要請に迅速に対応するよう努めるものとする。

(補給品)

第6条 機器類に使用する補給品は、メーカーの規格に合致したものとする。

2 前項に規定する補給品以外の使用に起因する機器の事故については、乙はその責を免れるものとする。

(事故発生の通知)

第7条 乙は、本業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに甲に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面を持って甲に報告しなければならない。

(契約終了後の物件の譲渡)

第8条 丙は、この契約期間が終了したとき、又は契約期間終了前に甲が契約の残り期間分に相当する賃借料を丙に支払ったときは、物件を甲に無償で譲渡するものとする。

(賃借料の支払)

第9条 丙は、当該月分の賃借料を翌月初めに書面により甲に請求し、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 賃借料は、暦月ごとに計算するものとし、賃貸期間に1箇月未満の端数を生じたときは、当該月の暦日分を分母とする日割り計算によるものとし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第10条 丙は、甲の責めに帰する理由により契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙又は丙の行為が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由が無く、契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(5) 乙又は丙(乙又は丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを  
知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙又は丙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方として  
いた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又  
は丙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。  
この場合において、乙又は丙が損害を受けたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。  
この場合の損害額は、甲、乙、丙が協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定による契約解除の場合には、契約保証金は甲に帰  
属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、乙及び丙は甲に対し解除違約  
金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定による契約解除の場合には、乙及び丙は甲に与えた損害を賠償しなければなら  
ない。この場合の賠償額は甲、乙、丙が協議して定める。
- 5 乙又は丙が前項の違約金を甲の指定する期限までに納付しないときは、乙又は丙は、当該期間を  
経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲  
に納付しなければならない。
- 6 甲は、翌年度以降において本契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。  
(談合等に係る契約解除)

第12条 前条に定める場合のほか、甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合に  
おいては、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁  
止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準  
用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定  
による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条  
第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場  
合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当  
該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 乙が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定し  
たとき。
  - (4) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96  
条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律  
（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問  
わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなけれ  
ばならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合について  
も、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により甲に生じた実際の損害額が  
同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償  
を請求することを妨げるものではない。
- (善良なる管理者の義務)

第13条 甲は、機器類の設置場所を良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって機器類  
を管理するものとする。

- 2 甲は、本契約により丙から賃借を受ける機器類並びにその権利について、第三者に対しこれを譲

渡し、機器類を貸与し、又は担保の目的に供することはできないものとする。

3 丙は、機器類に対し動産総合保険を付するものとする。その場合、その保険料は丙が負担するものとし、保険者から甲に求訴が及ばないこととする。

4 丙は、甲の責に帰すことのできない事由により機器類が滅失又は毀損した場合、甲に対して損害賠償請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第14条 丙は、甲が故意又は重大な過失により機器類に損害を与えたときは、復旧に要する費用を甲に対して請求できるものとする。ただし、前条第3項に定める動産総合保険を付している場合は、その保険金で補填される額は損害賠償額から控除するものとする。

2 甲は、乙又は丙がその責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、その損害の賠償を請求することができる。

(立入権及び秘密保持)

第15条 乙又は丙、若しくはそのどちらかが業務委託した第三者は、装置等の納入、保守、管理及び引き取り等のため、甲の許可を得て装置の設置場所に立入ることができるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この契約の履行により知り得た相手方の業務上並びに技術上の秘密を絶対に第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙及び丙並びにそのどちらかが業務を委託した第三者は、本契約に基づく業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(乙及び丙への通知)

第17条 甲は次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙及び丙に通知するものとする。

(1) 機器類について、丙の権利を侵害すると認められる事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 装置等に盗難、毀損等の事故が発生したとき。

(債務不履行)

第18条 甲、乙及び丙は、相手方がこの契約に定めた債務を履行しない場合は、相当の期間を定めて相手方に催告を行う。なお、その期間内に履行が無いときは、書面による通知をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 甲、乙及び丙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、前項による解約の有無に関わらず、当該債務不履行から生ずる通常の直接損害を賠償するものとする。

(疑義についての協議)

第19条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙の三者で協議し、円満に解決を図ることとする。

(管轄裁判所)

第20条 前条の協議によってもなお、本契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、山形地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 山形県山形市大字大森385

社会福祉法人

山形県身体障害者福祉協会 会長 松田英雄 ㊞

乙 ○○市○○町○○丁目○番○号  
○○○会社 ○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

丙 ○○市○○町○○丁目○番○号  
○○○会社 ○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙及び丙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙及び丙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙及び丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙及び丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 乙及び丙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙及び丙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙及び丙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 乙及び丙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 乙及び丙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙及び丙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙及び丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 甲は、乙及び丙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙及び丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注)1 甲は協会会長、乙は受託者、丙はリース会社をいう。